

平成29年9月15日
独立行政法人農畜産業振興機構

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）の
直接交付方式に係る補填金単価（概算払）について
【平成29年7月分】

平成29年7月に肥育事業者が販売した交付対象牛に適用する肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成28年3月25日付け27農畜機第5583号）第6の9及び附則10の概算払の補填金単価については、下記のとおりです。

なお、補填金単価の確定値については、平成29年11月上旬に公表する予定です。

記

肉専用種	交雑種	乳用種
—	60,700円	36,100円

- 注1：平成26年度から、四半期の最終月以外に販売された交付対象牛について、肥育牛補填金の概算払を行うこととしています。概算払については、四半期の最終月の補填金交付と合わせて行います。
- 2：概算払は、配合飼料価格安定制度の当該四半期の補填金がないと仮定して計算した額より4,000円/頭を控除した額としています。ただし、控除した額が1,000円/頭未満の場合は概算払を行いません。
- 3：補填金交付額に見合う財源が不足する場合等、上記補填金単価を減額することがあります。

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課
担当：中野、井上、小笠原
電話：03-3583-8562

(参考1)

平成29年度 牛マルキン補填金算定基礎 (全国)

【平成29年7月】

(単位：円/頭)

区 分	肉専用種	交雑種	乳用種
粗収益 (A)	1,238,010	673,808	439,505
生産コスト (B)	1,142,721	754,693	489,649
差額 (C) = (A) - (B)	95,289	△ 80,885	△ 50,144
補填金単価 (D) = (C) × 0.8	—	64,700	40,100
補填金単価 (概算払) (D) - 4,000	—	60,700	36,100

粗収益 (A) = ① + ②	1,238,010	673,808	439,505
主産物価格 ① = a × b	1,227,954	667,984	435,120
枝肉市場価格 (円/kg) a	2,422	1,328	980
枝肉重量 (kg) b	507	503	444
副産物価格 ②	10,056	5,824	4,385
生産コスト (B) = ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧	1,142,721	754,693	489,649
物財費 ③	1,038,795	699,657	453,397
もと畜費	688,800	369,758	202,656
飼料費	283,226	283,990	216,737
流通飼料費	281,762	283,170	215,196
麦類	10,651	970	710
とうもろこし	9,518	803	1,140
ふすま	8,708	650	332
かす類	7,479	5,798	972
配合飼料 (暫定値)	201,940	242,550	188,304
稲わら	24,055	12,546	9,641
その他	19,411	19,853	14,097
牧草・放牧・採草費	1,464	820	1,541
敷料費	11,539	8,698	8,419
光熱水料及び動力費	10,315	8,205	6,725
その他の諸材料費	182	309	272
獣医師料及び医薬品費	8,160	3,651	2,733
賃借料及び料金	4,287	2,689	3,210
物件税及び公課諸負担	4,760	2,569	1,939
建物費	11,940	9,112	5,402
自動車費	5,504	3,168	1,490
農機具費	8,463	6,760	3,212
生産管理費	1,619	748	602
労働費 ④	80,847	39,329	25,030
家族	74,090	33,817	21,577
費用合計 ⑤ = ③ + ④	1,119,642	738,986	478,427
支払利子 ⑥	12,266	5,520	2,372
支払地代 ⑦	413	151	202
と畜経費 ⑧	10,400	10,036	8,648

注1：補填金単価は100円未満切り捨て。

2：平成26年度より、消費税抜きで算定。

(参考2)

主産物価格の内訳
【平成29年7月】

品種区分	枝肉取引区分	平均枝肉価格 (円/kg)	平均枝肉重量 (kg/頭)
肉専用種	28市場	2,394	510
	相対取引等	2,548	494
	計	2,422	507
交雑種	28市場	1,315	506
	相対取引等	1,363	496
	計	1,328	503
乳用種	28市場	978	445
	相対取引等	981	443
	計	980	444

注1 28市場とは、中央卸売市場10市場と指定市場18市場での取引から、地域算定に用いたデータを除外して算定。

2 相対取引等とは、次の道県における食肉センター等での取引である。

3 平成26年度から、消費税抜きで算定。

【肉専用種】

北海道、岩手県（日本短角種を除く）、秋田県、山形県、福島県、神奈川県、新潟県、岐阜県、滋賀県、奈良県、山口県、香川県、愛媛県、高知県

【交雑種】

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、神奈川県、新潟県、滋賀県、奈良県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県

【乳用種】

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、神奈川県、新潟県、滋賀県、奈良県、鳥取県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県